

佐賀県規則第37号

佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則の一部を改正する規則  
 佐賀県屋外広告物条例施行規則第3条に規定する許可の基準の特例に関する規則(平成25年佐賀県規則第48号)の一部を次のように改正する。  
 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 この規則の公布の日から平成31年3月31日までの間における前条の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る条例第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項に規定する許可(以下「是正条件付き特例許可」という。)の基準は、施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)とする。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>【留意事項】</p> <p>相互間距離基準に適合しない建植広告物については、是正条件付き特例許可の許可期限後の許可申請に係る優先順位を抽選等により決定する予定です。</p> <p>是正条件付き特例許可の許可期間(最長で平成31年3月31日まで)を過ぎて、なお広告物又は掲出物件の許可基準不適合が是正されていない場合は、佐賀県屋外広告物条例に基づき、広告主の氏名公表や広告業者の営業停止処分などの措置を行うことがあります。</p> <p>また、許可期間内であっても、屋外広告物是正条件付き特例許可申出書の提出がされない場合や、広告物又は掲出物件の安全性が確認できない場合などには、同様の措置を行うことがあります。</p>	<p>(許可の基準)</p> <p>第4条 この規則の公布の日から平成34年3月31日までの間における前条の広告物の表示又は掲出物件の設置に係る条例第5条第1項又は第8条第1項若しくは第2項に規定する許可(以下「是正条件付き特例許可」という。)の基準は、施行規則別表第2の第1の(5)、(6)及び(7)とする。</p> <p>附則</p> <p>1 略</p> <p>(この規則の失効)</p> <p>2 この規則は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。</p> <p>様式第1号(第5条関係)</p> <p>略</p> <p>【留意事項】</p> <p>相互間距離基準に適合しない建植広告物については、是正条件付き特例許可の許可期限後の許可申請に係る優先順位の下決定に当たり、設置者間で調整等を行う必要があります。</p> <p>是正条件付き特例許可の許可期間(最長で平成34年3月31日まで)を過ぎて、なお広告物又は掲出物件の許可基準不適合が是正されていない場合は、佐賀県屋外広告物条例に基づき、広告主の氏名公表や広告業者の営業停止処分などの措置を行うことがあります。</p> <p>また、許可期間内であっても、屋外広告物是正条件付き特例許可申出書の提出がされない場合や、広告物又は掲出物件の安全性が確認できない場合などには、同様の措置を行うことがあります。</p>

改正前	改正後
<p>様式第2号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 <u>是正条件付き特例許可の申請期限(平成26年12月17日)までに、申請者が表示している広告物又は設置している掲出物件のうち許可を要する全てのものについて許可を得ており、かつ、佐賀県屋外広告物条例(以下「条例」という。)第3条に規定する区域又は条例第4条に規定する物件に表示し、又は設置することが禁止されている広告物又は掲出物件を表示し、又は設置していないこと。</u></li> </ol> <p>略</p> </div> <p>注 略</p>	<p>様式第2号(第5条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>略</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 略</li> <li>2 申請者が表示している広告物又は設置している掲出物件のうち許可を要する全てのものについて許可を得ており、かつ、佐賀県屋外広告物条例(以下「条例」という。)第3条に規定する区域又は条例第4条に規定する物件に表示し、又は設置することが禁止されている広告物又は掲出物件を表示し、又は設置していないこと。</li> </ol> <p>略</p> </div> <p>注 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。